

◎佐賀県条例第13号

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、法第22条の2第1項各号に掲げる者に対する報酬、費用弁償及び給与（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(第1号会計年度任用職員に対する報酬等)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた勤務時間による勤務に対する報酬（地域手当及び第6項に規定する手当に相当するものを含む。）、費用弁償及び期末手当を支給する。

2 前項の報酬（第6項に規定する手当に相当するものを除く。）の額は、勤務1時間当たりの額、日額又は月額で定めるものとする。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、法第22条の2第1項第2号に掲げる者（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に対する給料の月額及び地域手当の額の合計額との権衡を考慮して決定した額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから任命権者が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

4 第2項に規定する日額として支給する報酬額は、前項の規定により得られた数に、勤務時間条例第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

5 第2項に規定する月額として支給する報酬額は、第3項の規定により得られた数に、勤務時間条例第24条の3の規定によりその者について任命権者が定めた1月当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

6 前3項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬額には、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当に相当する額を加算する。

7 第1項に規定する期末手当及び前項に規定する手当の額及びその支給対象は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）及び佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該会計年度における任期の合計が6月未満である者（当該会計年度の任期と当該会計年度の前の会計年度からの引き続いた任期との合計が6月以上である者を除く。）その他任命権者が別に定める者に対しては、期末手当は支給しない。

8 第1項に規定する費用弁償のうち、通勤に係る費用弁償の額及びその支給対象は、任命権者が別に定める。

9 第1項に規定する費用弁償のうち、旅費に係る費用弁償の支給については、一般職の職員が受ける旅費の例による。

(第2号会計年度任用職員に対する給与)

第3条 第2号会計年度任用職員に対しては、勤務時間条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬としての給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。

2 第2号会計年度任用職員の給料表の種類は、県職員給与条例及び学校職員給与条例に掲げるもののうち、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲については、一般職の職員の例による。

(1) 県職員給与条例別表第1又は学校職員給与条例別表第3の行政職給料表

(2) 県職員給与条例別表第4のウ又は学校職員給与条例別表第4の医療職給料表

3 新たに任用される第2号会計年度任用職員の職務の級は、その職種ごとの職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第1及び別表第2に定めるとおりとし、その号給は、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、任命権者が決定する。

4 第1項に規定する給料については、県職員給与条例第7条及び学校職員給与条例第9条の規定を準用する。

5 第1項に規定する手当の額及びその支給対象は、一般職の職員の例による。ただし、当該会計年度における任期の合計が6月未満である者（当該会計年度の任期と当該会計年度の前の会計年度からの引き続いた任期との合計が6月以上である者を除く。）に対しては、期末手当は支給しない。

（特別の事情による場合の報酬又は給料の額）

第4条 任命権者は、特別の事情により、第2条第3項の規定による勤務1時間当たりの報酬額又は前条第2項から第4項までの規定による給料の月額により難いときは、これらの規定にかかわらず、知事と協議して別に定めることができる。

（報酬等の支給方法等）

第5条 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員に対する報酬等の支給に関する事項のうち、次に掲げる事項（第1号会計年度任用職員にあっては、第3号を除く。）については、一般職の職員が受ける給与の例による。

(1) 給料及び報酬の計算期間その他報酬等の支給方法に関する事項

(2) 報酬等の減額に関する事項

(3) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項

(4) 休職者及び専従休職者の報酬等に関する事項

（補則）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（佐賀県職員給与条例の一部改正）

第2条 佐賀県職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第17条の6 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>同法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。以下同じ。</u>）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第17条の6 略</p> <p><u>(臨時的に任用された職員の給与)</u></p> <p>第17条の7 <u>地方公務員法第22条の3第1項及び第26条の6第7項並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、任命権者が別に定める。</u></p>

(佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(その他の職員の給与)</p> <p>第5条 <u>第1条第15号に掲げる職員（以下「その他の職員」という。）のうち委員、顧問、参与その他これらに準ずる者（県議会の議員の職にある者を除く。）の受ける報酬の額は、勤務1日につき1万8,200円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。</u></p> <p><u>2 その他の職員中前項に定める職員以外の職員の受ける給料及び報酬の額は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。</u></p>	<p>(その他の職員の給与)</p> <p>第5条 <u>第1条第15号に掲げる職員（<u>県議会の議員の職にある者を除く。以下「その他の職員」という。</u>）の受ける報酬の額は、勤務1日につき2万4,300円を超えない範囲内において知事その他事務部局の任命権者が定める額とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員（その他の職員を除く。）の受ける旅費<u>並び</u> に費用弁償として受ける旅費の額は、別表第3による。</p> <p>2 略</p>	<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第7条 特別職の職員（その他の職員を除く。）の受ける旅費<u>及び</u> 費用弁償として受ける旅費の額は、別表第3による。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和28年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者及び同法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者に対しては、退職手当を支給しない。</u></p>

(佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和37年佐賀県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第16条の3 略</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第16条の3 略</p> <p><u>(会計年度任用職員についての特例)</u></p> <p>第16条の4 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「扶養手当、地域手当、住居手当」とあるのは「<u>地域手当</u>」と、「<u>単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当</u>（第7条の2の規</p>

改正前	改正後
	<p>定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「特殊勤務手当」と、「<u>、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>」とあるのは「<u>及び期末手当</u>」とする。</p> <p>2 現業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「<u>扶養手当、地域手当、住居手当</u>」とあるのは「<u>地域手当</u>」と、「<u>単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当</u>（第7条の2の規定による準特地勤務手当を含む。）」とあるのは「<u>特殊勤務手当</u>」と、「<u>期末手当、勤勉手当</u>」とあるのは「<u>期末手当</u>」とする。</p>

(佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第18条の3 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>(給与の基準)</p> <p>第16条の2 職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員の給与の事情、職務の特殊性及び実態並びに当該地方公営企業の経営の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第18条の3 略</p> <p>(会計年度任用職員についての特例)</p> <p>第18条の4 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「<u>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当</u>」とある</p>

改正前	改正後
	<p>のは「地域手当」と、「単身赴任手当、特殊勤務手当」とあるのは「<u>特殊勤務手当</u>」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>」とあるのは「<u>及び期末手当</u>」とする。</p> <p>2 職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者に対する第2条の規定の適用については、同条中「<u>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当</u>」とあるのは「<u>地域手当</u>」と、「<u>単身赴任手当、特殊勤務手当</u>」とあるのは「<u>特殊勤務手当</u>」と、「<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当</u>」とあるのは「<u>期末手当</u>」とする。</p>

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例)

第7条 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条の規定に基づき、公立学校の職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。以下同じ。</u>）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>(<u>臨時的に任用された職員の給与</u>)</p> <p>第23条の2の2 <u>地方公務員法第22条の3第1項及び第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項並びに女子教職員の出産に際しての補助教職員</u></p>

改正前	改正後
	<u>の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、教育委員会が別に定める。</u>

別表第1（第3条関係）

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う第2号会計年度任用職員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う第2号会計年度任用職員の職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う第2号会計年度任用職員の職務

別表第2（第3条関係）

医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	第2号会計年度任用職員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う第2号会計年度任用職員の職務